

岩手県告示第 776 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 11 月 9 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社くるみの家	盛岡市上田二丁目 14 番 30 号	ヘルパーステーション くるみ南大通	盛岡市南大通三丁目 2 番 1 号	平成 19 年 8 月 31 日

2 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社くるみの家	盛岡市上田二丁目 14 番 30 号	デイサービスくるみ南 大通	盛岡市南大通三丁目 2 番 1 号	平成 18 年 4 月 16 日